

知的障害って…

療育手帳

障害者雇用でいう知的障害者は、療育手帳制度に基づき、知的障害者及び知的障害児に対して一貫した指導と相談を行い、国や地方公共団体等が実施する援助を受けやすくするために療育手帳を交付された者をいいます。療育手帳は、都道府県と政令指定都市の独自の施策としてそれぞれの判定基準により発行されています。

京都府及び京都市で交付する手帳は、判定A(最重度・重度)、判定B(中度・軽度)の2種類の記載があります。

療育手帳の交付を受けている方の中には、発達障害を重複している方もあります。障害の特性から、課題や対応が異なる場合があります。

職業的重度判定

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都障害者職業センターでは、障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者や重度知的障害者の判定を行っています(48ページをご覧ください)。

知的障害

明確な定義はありませんが、知的な面の機能が同年齢の人々に比べて低く、知的機能の障害が18歳前後までにあらわれ、日常生活に支障が生じているために何らかの援助が必要な状態にあるものといえます。

知的な遅れがあるといっても、すべての能力が遅れているわけではありません。指導や支援を行うことにより改善したり、できるようになることもあります。

知的障害の職業的課題の一例

- | | |
|------------------------------|--|
| ● 具体的なことに比べ、抽象的なことを理解する力は弱い。 | ● 同じことを場面を変えて応用することが難しい。 |
| ● 読み書きや言葉の理解、計算の能力に制限がある。 | ● 過去の経験や知識を組み立てて推理したり、問題解決法を考えることが難しい。 |
| ● 作業手順を覚えたり、課題の処理に時間がかかる。 | ● 同じ失敗を繰り返すことがある。 |
| ● 一度に複数の指示を出されると指示が抜けることがある。 | ● 周りの状況に気がつきにくく、周囲に配慮することが難しい。 |
| ● 空間的な理解・判断が苦手である。 | |
| ● 段取りや手順を考えたり、工夫することが難しい。 | |

発達障害

おもに先天性の脳機能障害が原因で起こります。自閉症、アスペルガー一症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など、障害の特性により分類されます。

発達障害の職業的課題の一例

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ● 適切なスピードで作業をすることが苦手。 | ● 抽象的な指示を理解することが苦手。 |
| ● 一度に複数のことを指示されると混乱する。 | ● 同僚、上司等、立場に応じた敬語の使い分け等、場面や立場を考慮した発言が難しい。 |
| ● 言葉だけの指示では理解できなかったり、覚えられないことがある。 | ● 人から注意されたとき、謝罪しない、言い訳する等適切な対応が苦手。 |
| ● 自分のやり方に固執し、修正を受け入れられない。 | |